

## 八戸市総合教育センターの研修室の利用について

このたび、条例の改正により研修室の利用範囲が拡張され、教職員等に加え、下記の方々も利用可能となりますのでお知らせいたします。

なお、利用にあたっては、研修・会議の内容が、学校教育に関するものであることが条件となります。

### 1. 今後、研修室の使用が可能となる方々

- ①「父母と教師の会」
- ②「学校教育に係る官公署」
- ③「学校教育に係る社会教育関係者」  
(例) ・読み聞かせの会 ・野鳥の会 ・公民館 等の学校の授業やクラブ活動への協力者
- ④「教育支援ボランティア」  
(例) ・八戸市社会教育課登録のボランティア  
・各学校でお願いしているボランティア 等
- ⑤「その他教育委員会が適当と認める者」  
その他の団体については、総合教育センターへ相談してください。

### 2. 使用可能日時と時間

- ①使用可能日時 平日（祝日、年末年始は除く）及び第1・3・5土曜日  
【都合により変更の場合があります。】
- ②使用可能時間 平日 午前9時～午後8時  
第1・3・5土曜日 午前9時～午前12時

### 3. 使用料 無料

### 4. 使用申込み及びお問い合わせ

- ・電話にて直接総合教育センターへ申し込んでください。（事務職員まで）  
電話 0178-46-0521